

用語解説

<あ行>

(一)	一般県道の略。
NPO	Non-Profit Organization（非営利組織）の略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う民間の組織、団体。
SDGs	2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成される。

<か行>

火山灰性腐植土	火山灰が降り積もった土地がススキなどの草原となり、それらが枯れて地表に積もることを長い年月繰り返しながらできる、有機物を豊富に含んだ土壌。
幹線道路	道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に出入りする交通、及び都市の住宅地、工業地、業務地などの相互間の交通を主として受けもつ道路。
協働	パートナーシップの関係を前提として、課題や目的を共有しながら、より良いものを創り上げていく具体的な行為や行動のこと。
急傾斜地崩壊危険区域	がけの斜面角度が30度以上でかつ高さが5メートル以上のがけ地のうち、崩壊のおそれがあるとして急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、都道府県知事が指定する区域。
公共交通	電車、バスなどの不特定多数の人々が利用できる交通機関。
交通結節点	徒歩や自転車、自動車、バス、電車などの複数の交通手段が集まり、相互に乗り換えることができる場所。一般的には、鉄道駅やバスターミナルをさす。

<さ行>

砂防指定地	砂防法に基づき、土砂災害から国民の生命・財産を守ることを目的として、砂防ダム等の設置を行ったり、一定規模以上の開発行為の禁止または制限をするため、国土交通大臣が指定する土地の区域。
CSR	企業は利益を上げ、最低限の法的責任を果たすだけでなく、企業活動を通じて市民や地域、社会の要請に対し積極的に貢献すべきとする考え。
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域をさす。
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
市街地整備	良好な市街地環境を創出することを目的として、市街地の基盤施設や環境を整備することを総称している。一般に道路、公園などの基盤施設の整備や土地区画整理事業、市街地再開発事業などの面的な整備をいう。
(主)	主要地方道の略。
集落内開発区域	都市計画法第34条第11号に基づく区域指定であり、地域コミュニティの維持を目的として、用途や形態規制等の特定の基準を満たせば、建築物の建築等が厳しく制限されている市街化調整区域内においても、住宅や小規模店舗などが立地可能となる区域。
将来フレーム	将来人口の推計結果などに基づき、住宅地や商業地など将来必要となる市街地の大きさなどを設定する将来推計のこと。
親水空間	治水機能だけではなく、水辺で遊んだり、河川沿いを散策したりする、水に親しむ機能を持った空間。
スプロール	市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。

<た行>

多核連携型都市 (階層型多極集中拠点)	市圏内の高次生活サービスを効率的に提供する地域核や、日常生活に必要な施設が集積する生活拠点を骨格となる幹線軸上に配置し、複数の市町村にまたがる生活圈や経済圏を効率的に連携する都市圏構造をいう。
地域地区	都市計画法第8条の規定により、都市計画として定められる各種の地域、地区、または街区の総称。用途地域、防火地域、準防火地域、臨港地区、高度利用地区、風致地区、特別緑地保全地区などがある。
デマンド型	路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関です。路線定期型交通と異なり、事前予約により運行するという特徴があり、運行方式や運行ダイヤ、さらには発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行方式が存在する。
都市機能	居住機能、商業機能、工業機能、公共公益機能など都市を支える諸機能をいう。
都市基盤	道路や河川、下水道などに代表され、都市活動（生活や産業活動）を支える基幹的な施設のことをさす。
都市計画区域	まちの中心市街地から郊外の農地や山林のある地域に至るまで、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として、県が指定する。
都市計画道路	都市計画法に基づく都市施設として定められる道路。
都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として昭和43年に制定された法律。都市地域における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となる法律である。 都市計画区域の指定、都市計画マスタープランの策定、市街化区域と市街化調整区域の区分、地域地区の指定、都市施設の計画など、都市計画の内容、その決定手続き、各種の規制などについて定めている。都市計画区域の指定や都市計画の基本的な事柄については都道府県が、その他については市町村が定めることとされている。
都市再生推進法人	都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定するもので、まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担いうる団体（まちづくり会社、NPO法人など）を指定できる。
都市施設	道路や公園、下水道、ごみ処理場、その他まちの中で基幹的、骨格的な機能を持つ公共施設のことである。都市施設のうち、特に重要なものは、あらかじめその位置などを都市計画で定めておくことができる。

<な行>

農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要な地域について、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、一定の要件を備えるものについて、都道府県知事が指定する地域。
農業振興地域整備計画	農業振興地域の指定に伴い市町村が定める、農生産の基盤の整備及び開発に関する事項や、農業の近代化のための施設の整備に関する事項などに関する計画。
農振農用地区域	農業振興地域内の土地で概ね10年以上にわたり農業上の利用を行うものとして指定された集団的農地。
農用地区域	農業振興地域整備計画の農用地利用計画により定める、概ね10年先を見越して農用地として保全していく区域。

<は行>

パーク＆ライド

市街地や観光地などへ向かう人が、駅や市街地・観光地周辺の駐車場までをマイカーで行き、駐車させた後、その先からは公共交通機関を利用して移動すること。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語として登場し、段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

<ま行>

まちづくり会社

主に中心市街地のまちづくりを推進する主体として、中心市街地活性化の先導的な事業を担って設立される組織。地域密着型の公益性と企業性を併せ持ち、地域密着型のディベロッパーとして、ハード・ソフトの両面から、中心市街地の再生に取り組むことが期待される。

<や行>

ユニバーサルデザイン

年齢、能力、体力、障がいの有無等によって区別することなく、全ての人が安全で快適に普通の生活が送れるように製品や建造物、生活空間等をデザインすること。

容積率

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。用途地域に応じて最高限度が定められている。

用途地域

都市計画法上の地域地区のうち最も基本的な地域であり、住宅地の望ましい環境づくりや、商工業に適した地域づくりなど、それぞれの地域にふさわしい発展を促すために定められる。地域区分には大きく分けて「住居系」「商業系」「工業系」の3つがあり、そのなかでさらに細かく分けられ全部で13種類ある。各区分によって、建てられるものと建てられないもの、その用途や規模、形態などが規定される。

<ら行>

ルール合志

旧西合志庁舎の公共施設利活用にあたり、「地域に新たな雇用と地域産業の場を創出すること」を目的として、県内初となる熊本県開発審査会付議事項取扱方針第34号「市町が保有する建築物の貸し付けに係る用途変更」により、許可を得た施設。

6次産業

1次産業（農林水産業）・2次産業（製造業）・3次産業（小売業）を融合・連携させることにより「付加価値」を生み出し、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図ること。

1次産業 (農業など)	×	2次産業 (加工など)	×	3次産業 (流通・販売など)	=	“6次産業” (所得向上) (雇用の場の創出) (地域の活性化)
----------------	---	----------------	---	-------------------	---	---



熊本県合志市

都市建設部 都市計画課

〒861-1195 熊本県合志市竹迫2140番地
TEL:096-248-1111(代表)、096-248-3855(直通)
FAX:096-248-1196
URL <http://www.city.koshi.lg.jp>

